

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御嵩町は、国民年金関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

御嵩町長

公表日

平成29年6月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関連事務
②事務の概要	<p>・第1号被保険者の資格に関する届出の受理、報告(取得、喪失、種別変更、氏名住所変更等)に関する事務</p> <p>・任意加入被保険者の資格に関する届出の受理、審査(取得、喪失、氏名住所変更)に関する事務</p> <p>・第1号被保険者のみの期間を有する者の基礎年金裁定請求書の受理、審査に関する事務</p> <p>・寡婦年金、死亡一時金の請求書の受理、審査に関する事務</p> <p>・保険料免除に関する届出又は申請の受理、審査に関する事務</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)では、別表第1の31の項の規定のとおり、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による年金である給付若しくは一時金の支給、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務で個人番号を利用する。</p>
③システムの名称	総合行政情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項及び別表第1の31の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部保険長寿課
②所属長	保険長寿課長 日比野 伸二
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御嵩町(総務部総務防災課行政管財係) 可児郡御嵩町御嵩1239番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御嵩町(総務部総務防災課行政管財係) 可児郡御嵩町御嵩1239番地1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

